

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊刑企第937号

平成29年12月20日

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項について（通達）」（平成26年12月10日付け熊刑企第659号）に基づき運用を行っているところであるが、今後も下記のとおり、継続運用することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 長期未解決事件に関する検察官への連絡方法等

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち長期未解決のものに関しては、相当期間が経過する前に検察官への連絡を行う必要があるが、その際、下記の点に留意すること。

##### (1) 連絡窓口の指定

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち長期未解決のものに関して検察官との定期連絡の窓口となる者（以下「警察窓口者」という。）は、警察本部の捜査第一課長及び組織犯罪対策課長とする。

なお、警察窓口者は、検察官との定期連絡に関し、警察本部刑事企画課長と必要な協議・連携に努めること。

##### (2) 捜査の経過等に関する定期連絡

定期連絡の対象となる長期未解決事件（以下「対象事件」という。）は、事件の態様その他の事情に照らし個別に判断することとなるが、事件認知後5年が経過したものについては、一律に対象とすること。

対象事件の捜査主任官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、警察窓口者を通じて、必要な都度（少なくとも一年に一回）、熊本地方検察庁において定期連絡の窓口として指定されている三席検事（以下「検察窓口者」という。）に対し、捜査の経過その他参考となるべき事項を連絡すること。

##### (3) 証拠品の処分に関する連絡

(2)の連絡のほか、対象事件の捜査主任官は、必要に応じて警察窓口者を通じて、適宜の時期に、検察窓口者に対し、証拠品の処分に関する事項を連絡すること。その際、将来の立証に支障が生じないよう留意すること。

## 2 未検挙事件の送致

### (1) 未検挙事件の送致の検討

公訴時効が廃止された罪に係る事件については、被疑者を検挙するまで、一切、事件を検察官へ送致することができないものではなく、個別具体的な事情に照らし、次に掲げる要件の送致基準のいずれかに該当し、警察として捜査を尽くしたと認められる事件については、検察官への送致を検討すること。この場合にあつては、公訴時効廃止に係る法改正の趣旨を十分に踏まえるとともに、検察官との緊密な連携を図ること。

ア 犯罪の時から長期間が経過して被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったこと。

日本人の平均寿命を踏まえると、人は100歳に達したと認められるときには死亡している蓋然性が高いと考えられることから、通常は被疑者が100歳に達したと認められるときとする。したがって、例えば、指紋等から被疑者が特定されており、その年齢が犯行時50歳であった場合は、犯行時から50年が経過したときとなる。なお、被疑者の年齢が不明である場合は、被疑者は犯行時20歳であったものとみなすこととし、犯行時から80年が経過したときに被疑者が100歳に達し死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったとする。

イ 犯罪の時から30年を超え、更に相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観的証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断されること。

### (2) 事件送致における遺族への適切な説明

公訴時効の見直しの背景として、近時、被害者遺族を中心に、殺人等の人を死亡させた犯罪については、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がなされたことを踏まえ、事件送致する場合には、被害者遺族のこのような心情に配慮し、適切な説明を行うこと。

### (3) 事件送致後の捜査

事件を送致した場合であっても、なお常に当該事件に関する新たな証拠の収集及び参考となるべき事項の発見に努めること。また、事件送致後、被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合などには、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。

## 3 参考資料

- (1) 公訴時効が廃止された犯罪の一覧（別添1「公訴時効廃止犯罪」）を添付する。
- (2) 本通達の要旨を記載した資料（別添2「公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項（要旨）」）を添付する。

※ 別添（略）